

社会保険業務ご担当者の方へ

協会けんぽからのお知らせ

傷病手当金・出産手当金の計算方法が 平成28年4月から変わります!

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法について、平成27年度健康保険法改正が行われました。

平成28年4月から、支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給されます。

傷病手当金とは

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とそのご家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が業務外の病気やケガによる療養のために仕事を休み、給与(報酬)を受けられないときに、申請により支給を受けることができます。



出産手当金とは

出産手当金は、傷病手当金と同様、被保険者とそのご家族の生活を保障するために出産の前後における一定期間内において被保険者が出産のために仕事を休み、給与(報酬)を受けられないときに、申請により支給を受けることができます。



申請の方法

「傷病手当金支給申請書」または「出産手当金支給申請書」をご記入の上、協会けんぽ都道府県支部にご提出ください。

申請書は、協会けんぽのホームページからダウンロードしてご使用ください。



- 在職中の場合は、申請書の**事業主証明欄**を必ずご記入ください。
- **療養担当者意見欄**は、医師、助産師から記入してもらってください。

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法

平成28年3月31日までの支給金額

1日あたりの金額 $\left[\text{休んだ日の標準報酬月額} \right] \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$



平成28年4月1からの支給金額

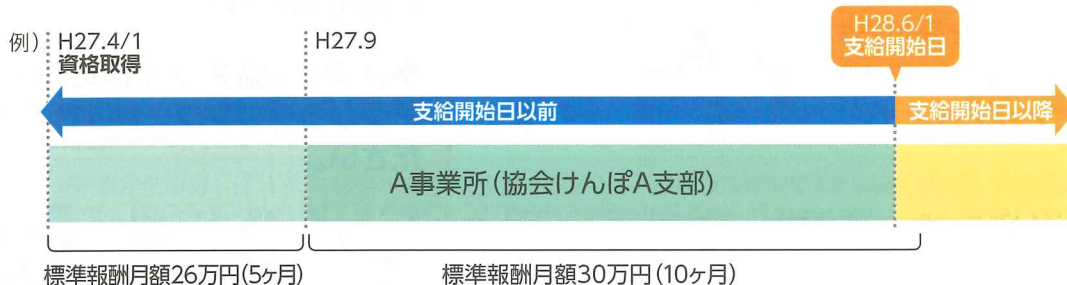
1日あたりの金額 $\left[\text{支給開始日}^{\ast} \text{以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額} \right] \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

○支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

- 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
 - 28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)
- を比べて少ない方の額を使用して計算します。

○支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合



支給開始日以前の12ヶ月(H27.7～H28.6)の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

$$(26 \text{万円} \times 2 \text{ヶ月} + 30 \text{万円} \times 10 \text{ヶ月}) \div 12 \text{ヶ月} \div 30 \text{日}^{\ast 1} \times \frac{2}{3}^{\ast 2} = 6,520 \text{円}^{\text{支給日額}}$$

※1 「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します

※2 「 $\frac{2}{3}$ 」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します

★傷病手当金の支給を受けるための条件は、4ページをご覧ください。

H28年4月からの 傷病手当金・出産手当金 Q&A



Q1

休業する6ヶ月前に転職しています。平均の標準報酬月額の方法はどうなりますか？

A

転職する前にも協会けんぽに加入しており、離職していた期間が原則1ヶ月以内であれば、転職前後の標準報酬月額を通算して計算します。

Q2

月の途中で退職・再就職しましたが、その月は、前の会社の標準報酬月額と今の会社の標準報酬月額のどちらを使用しますか？

A

今の会社の標準報酬月額を使用します。ただし、その月から支給を開始する場合は、支給開始日の標準報酬月額を使用します。

Q3

傷病手当金を受給していますが、その後、標準報酬月額が変更になりました。支給金額は変わりますか？

A

支給金額に変更はありません。ただし、支給を始めた日以前の支給金額の計算に使用した標準報酬月額が変更になった場合はこの限りではありません。

Q4

平成28年4月より前から傷病手当金を受給していますが、平成28年4月からの支給金額は変わりますか？

A

これまでに傷病手当金を受給していた方も平成28年4月1日支給分から、新しい計算方法で支給金額を計算します。

Q5

傷病手当金を申請していますが、給与の支払いがあるため、退職後から受給します。この場合、平均の標準報酬月額はどのようにして計算しますか？

A

退職日の翌日が支給開始日となった場合、退職日の月の標準報酬月額と、それ以前の標準報酬月額を使用して計算します。

Q6

傷病手当金を受給している最中に、別の傷病が発生しました。支給金額は変更されますか？

A

傷病手当金の受給中に、別の傷病によっても労務不能となった場合、それぞれの支給開始日により支給金額を計算し、金額の高い方を支給します。



傷病手当金と出産手当金の関係

平成28年3月までは出産手当金を支給する場合、その期間については傷病手当金を支給しないことになっていましたが、平成28年4月から、傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額を支給することになります。

傷病手当金 を受けるための条件 (以下の条件すべてに該当したときに支給されます。)

1 病気やケガの療養のため、働くことができないこと(労務不能)
業務外の理由による病気やケガのための休業で、申請書に療養担当者(医師等)の証明が必要です。

2 連続する3日(待期間)を含み、4日以上仕事を休んでいること

× 対象外 **休み 休み 出勤 休み 休み**
連続する3日間の休みがないため対象外

○ 支給可能 **休み 公休 休み 休み**
待期間完成 **ここから支給対象**
土日・祝日の公休日も待期間に算入

○ 支給可能 **休み 休み 休み 出勤 出勤 休み**
待期間完成 **ここから支給対象**

3 給与(報酬)の支払いがない、または、その支払額が傷病手当金より少ないこと
同一の疾病による障害厚生年金や障害手当金、老齢厚生年金等を受けている場合も調整対象となります。

傷病手当金の支給期間

支給開始日から1年6ヶ月の範囲で支給されます。



出産手当金 を受けるための条件 (以下の条件すべてに該当したときに支給されます。)

- 被保険者が出産した(する)こと
被扶養者は対象外です。
- 妊娠4ヶ月(85日)以上の出産であること
早産・死産(流産)・人工妊娠中絶も含まれます。
- 出産のため仕事を休み、給与(報酬)の支払いがない、または、その支払額が出産手当金より少ないこと

出産手当金の支給期間

出産日(出産予定日より遅れた場合は出産予定日)以前42日(多胎妊娠は98日)から、出産後56日までの期間、支給されます。



申請書に記載漏れがないか
ご確認ください

- 事業主の証明欄に記載漏れ、押印漏れはないですか?
- 医師または助産師の意見欄に記載漏れはないですか?

入院時食事療養費等の見直し

～平成28年4月より～

- 入院時の食事代について、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担が加わります。
- 低所得者は引き上げを行われません(据え置き)。また、難病患者、小児慢性特定疾病患者も負担額を据え置きます。



	現行	平成28年度	平成30年度
	負担額(1食)		
一般所得	260円	360円	460円
低所得Ⅱ 住民税非課税	210円	据え置き	据え置き
低所得Ⅰ 住民税非課税で 一定所得以下	100円	据え置き	据え置き